

中山間地域等直接支払制度検討会（第6回）の概要

1 日時：5月24日 15時30分～17時40分

2 場所：農林水産省第2特別会議室

3 議事の概要

(1) 検討会における説明の要旨

事務局から、中山間地域等における直接支払制度のあり方について、現段階までの検討状況を中間的にとりまとめた「中間とりまとめ(案)」について説明した。

はじめに

中山間地域等をめぐる事情

- ・中山間地域等の重要性
- ・農業生産条件の不利性
- ・劣悪な定住条件
- ・過疎化、高齢化による担い手の減少と集落機能の低下
- ・耕作放棄の増加による公益的機能の低下
- ・WTO農業協定における条件不利地域への直接支払いの位置付け等
施策の基本方向
- ・直接支払導入の必要性
- ・直接支払い導入に際しての基本的考え方
- ・中山間地域等に対する振興対策の総合化の必要性

具体的検討

- ・対象地域
- ・対象行為
- ・対象者
- ・単価
- ・地方公共団体の役割
- ・期間
- ・関連事項

(2) 委員意見の概要

(1) を受けて各委員から次のような意見があった。

対象地域について

- ・沖縄についても、人口流出、高齢化、担い手の減少等内地と同様な問題があり、このような観点から検討を行うべき。

- ・ 沖縄においては、平場の基準となる高齢化率・耕作放棄率は該当するのではないか。
- ・ 北海道については、5法の指定地域の内外で、同じ取り扱いができないか。
- ・ 北海道の別海町、中標津町では、1戸当たりの経営規模が大きく、草地面積率で網を全域に掛けるとしたら、巨額の額が必要となるので、その中で公平な基準により絞り込んだらどうか。
- ・ 傾斜を基本とすべき。1/100以上の緩傾斜については、条件の不利性があるのか否か慎重な検討すべき。
- ・ 1/20以上と緩傾斜とではコスト格差があるので、単価で格差を設ければよいのではないか。
- ・ 水路等は急傾斜、緩傾斜と一体的に管理されるべきもの
- ・ 特認の一定割合はバラマキとなる恐れがある。何らかの歯止めが必要。
- ・ 阿蘇の採草放牧地については、何と比べコスト格差がでるのか、さらなる検討が必要。
- ・ 豪雪地帯を対象とすべき。

対象行為について

- ・ 生産性の向上については、オプションとすべきではないか。
- ・ 生産調整については、本格的議論が不十分であり、引き続き議論すべきである。
- ・ 対象地域におけるコミュニティを壊さないよう世論の支持が重要。対象地域となるような活動の事例集を作成して、都道府県、市町村に参考となる情報提供を行うべき。
- ・ 周辺林地の管理について、森林所有者と市町村との協定を結び里山の管理、整備が必要ではないか。

対象者について

- ・ 構造政策とは切り離して考えるべきであり、対象者を限定すべきでない。
- ・ 規模拡大助成はオプション的なものと位置付ければよい。
- ・ 規模拡大の上乗せ助成については、WTO農業協定の生産条件の格差の範囲を超えることとならないか。
- ・ 集落維持のコアとなる担い手を育成しなければ長期的に集落の維持が図られない。
- ・ 集落営農でうまくいっていない地域は、コアとなる担い手に負担がかかりすぎている。

- ・ 集落営農の促進がこの制度の基本部分となることは、反対。オープンでやるのなら賛成。

単価について

- ・ 効果が上がるような単価とすべき。基礎的なものは国で行い、その上に地域が上乘せするやり方がよいのではないか。
- ・ 財源は見当つかないが、財源を極力確保すべき。
- ・ 生産条件の格差に応じた単価設定とすることで透明性が確保される。

地方公共団体の役割について

- ・ 直接支払いは受益者が特定できないので、国が全額負担すべき。
- ・ 基礎的なものは交付税で手当すべき。
- ・ 市町村事務の負担を軽減させるため、農協が集落協定の指導等の役割を果たすべき。
- ・ 国と地方との共同政策であり、地方自治体も負担することが適当である。地方の負担については、地方財政措置で手当すべき。
- ・ 地方自治体が公益的機能の利益を受けているので、地方も負担すべき。
- ・ 仮に全額国負担となれば、画一的な制度となってしまう。
- ・ 国の事務か地方の事務かよく議論をすべき。

(3) 今後の進め方について

次回は6月21日。「中間とりまとめ」についてパブリックコメント手続きを行い広く国民の意見を募集することとされた。